

2022年3月22日
群馬銀行

ぐんぎんビジネスネットバンキングの不正使用による預金被害補償規定

1. 補償規定の適用範囲等

- (1) この補償規定は、ぐんぎんビジネスネットバンキング（以下、「本サービス」といいます。）の不正使用により、預金に被害が発生した（当座貸越が発生した場合を含みます。以下同様とします。）場合の、法人および個人事業主のお客さま（以下、「預金者」といいます。）に対する補償（損失の負担）について定めるものです。
- (2) 預金者の預金に被害が発生し、当行の各種預金規定、ぐんぎんビジネスネットバンキング利用規定により、預金の減少につき、当行が責任を負わない場合であっても、この補償規定にしたがって、預金者は補償を受けることができます。

2. ぐんぎんビジネスネットバンキングの不正使用による払戻し等

- (1) 本サービスの不正使用により行われた不正な預金の払戻し（以下、「当該払戻し」といいます。）については、次の各号の全てに該当する場合、預金者は当行に対して当行所定の補償限度額の範囲内で、当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 本サービスを使用するパソコンにセキュリティ対策ソフトを導入していること
 - ② 不正取引発生後 30 日以内に、当行への通知が行われていること
 - ③ 当行の調査に対して、預金者より十分な説明が行われていること
 - ④ 預金者が警察署への被害事実の事情説明を行うなど捜査への真摯な協力が得られること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の 30 日前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額を当行所定の補償限度額の範囲内で補てんするものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当行は補償対象額を減額した金額を補てんあるいは補てんを行わないことがあります。
 - ① 本サービスに使用するパソコンに関し、基本ソフトやブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していない場合
 - ② メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやブラウザを使用していた場合
 - ③ ウィルス対策ソフトを最新の状態に更新のうえ、稼働していない場合
 - ④ 本サービスで使用するパスワードを定期的に変更していない場合
 - ⑤ パソコン等が盗難にあった場合において、ID・パスワード等をパソコン等に保存していた場合
 - ⑥ その他、注意義務違反が認められた場合

- (3) 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、当行は補てんしません。
- ① 正当な理由なく、第三者にID・パスワード等を回答してしまった、あるいは安易にトランザクショントークンを渡してしまった場合
 - ② 当行が注意喚起しているにもかかわらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意にID・パスワード等を入力してしまった場合
 - ③ 預金者の従業員等関係者の犯行または従業員等関係者が加担した不正な払戻しであることが判明した場合
 - ④ 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ⑤ その他、上記と同程度の重過失が認められた場合
 - ⑥ 不正使用が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われた場合
 - ⑦ 不正使用が、地震もしくは噴火またはこれらによる津波による著しい秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われた場合
- (4) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (5) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、預金者の当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (6) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときには、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、本サービスの不正使用により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

以 上